

アビリティ共済

新型コロナウイルス感染症に関する 保険金のお取扱いについて

特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい

保険金・給付金のお支払い

新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同様に入院給付金や入院治療給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。また、新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、死亡保険金のお支払い対象となります。

保険金・給付金のお支払いについて、お手続き書類が整わない場合、個別に事情をお伺いし柔軟に対応いたします。

入院給付金・入院治療給付金に関する特別取扱い

以下の場合には、臨時施設等または自宅で療養した期間についても、その期間に関する医師（医療機関）または公的機関の証明をもって入院給付金・入院治療給付金の対象とする特別取扱いを実施いたします。

- ・ 医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた場合
- ・ 医療機関が満床等の理由で退院予定日が早まり、臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を継続した場合

但し、ワーカーズ・ケア保険金については、上記特別取扱いの対象外となります。

また新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様

- ・ お申し出により、保険料の払込の猶予期間を最大6か月間まで延長いたします。

2021年8月1日現在